
5004. シングルウィンドウ 輸入申告事項呼出し

業務コード	内 容
SWB	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し

1. 業務概要

本業務は「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務によりシステムに登録した情報、「輸入申告事項登録（IDA）」業務によりシステムに登録した以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）に係る情報、「食品等輸入届出事項登録（IFA）」業務、「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務及び「畜産物輸入検査申請事項登録（ILA）」業務により輸出入手続インターフェースシステムに登録した情報を呼出す。

申告等種別	手続き名	備考
C	輸入申告（申告納税）	輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。
F	輸入申告（賦課課税）	
H	輸入（引取）申告	
N	特例委託輸入（引取）申告	以下、輸入（引取）申告を含む。
J	輸入（引取・特例）申告	
P	特例委託輸入（引取・特例）申告	以下、輸入（引取・特例）申告を含む。
S	蔵入承認申請	
M	移入承認申請	
A	総保入承認申請	
G	展示等申告	

また、システムに登録されている貨物情報及びインボイス・パッキングリスト情報（仕分情報あり）のうち、SWA業務に利用しうる情報を呼び出すこともできる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

「輸入申告事項呼出し（IDB）」業務の制限事項を参照。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告チェック

IDB業務の入力条件を参照。

なお、1 関連省庁について複数リンクの旨が登録されていないこと。

(4) 共通管理番号チェック

共通管理番号の入力があった場合は、輸出入手続インターフェースシステムに登録されていること。

(5) 整合性チェック

呼出し結果を有効なものとするために輸出入手続インターフェースシステム及び輸入申告DBに登録されている申告等番号、共通管理番号、B/L (AWB) 番号及び輸入者コードについて以下のとおりチェックを行う。

なお、輸出入手続インターフェースシステムに登録されている共通管理番号で関連省庁システムの手続が登録されている場合を「関連省庁リンクあり」、登録されていない場合を「関連省庁リンクなし」と表記する。

(A) 他法令手続の証明をシステムで行う旨が登録された申告等番号及びB/L (AWB) 番号を入力した場合

①入力された申告等番号と輸出入手続インターフェースシステムに登録されている申告等番号が同一であること。

②入力されたB/L (AWB) 番号と輸出入手続インターフェースシステムに登録されているB/L (AWB) 番号が同一であること。

ただし、関連省庁リンクなしの場合は、本チェックを行わない。

③輸入申告DB及び輸出入手続インターフェースシステムに登録されている輸入者コードが同一であること。

(B) 他法令手続の証明をシステムで行う旨が登録された申告等番号及び共通管理番号を入力した場合

①入力された申告等番号と輸出入手続インターフェースシステムに登録されている申告等番号が同一であること。

②入力された共通管理番号と輸入申告DBに登録されている共通管理番号が同一であること。

③輸入申告DB及び輸出入手続インターフェースシステムに登録されているB/L (AWB) 番号が同一であること。

ただし、関連省庁リンクなしの場合は、本チェックを行わない。

④輸入申告DB及び輸出入手続インターフェースシステムに登録されている輸入者コードが同一であること。

(C) 他法令手続の証明をシステムで行う旨が登録されていない申告等番号及び共通管理番号を入力した場合

①入力された申告等番号と輸出入手続インターフェースシステムに登録されている申告等番号が同一であること。

ただし、輸出入手続インターフェースシステムに申告等番号が登録されていない場合は、本チェックを行わない。

②輸入申告DB及び輸出入手続インターフェースシステムに登録されているB/L (AWB) 番号が同一であること。

ただし、関連省庁リンクなしの場合は、本チェックを行わない。

③輸入申告DB及び輸出入手続インターフェースシステムに登録されている輸入者コードが同一であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力者チェック、入力項目チェック、輸入申告チェック、共通管理番号チェック及び整合性チェックの入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 輸入申告事項登録情報呼出し処理

(A) 申告等番号のみを入力した場合

I D B業務の処理内容を参照。

(B) B/L (AWB) 番号のみを入力した場合

I D B業務の処理内容を参照。

(C) 電子インボイス受付番号のみを入力した場合

I D B業務の処理内容を参照。

(D) 共通管理番号のみを入力した場合

I D B業務の処理内容を参照。

なお、輸出入手続インターフェースシステムに申告等番号が登録されている場合は、輸入申告D Bに登録されている輸入申告事項登録情報を合わせて呼出す。

(E) 申告等番号及びB/L (AWB) 番号を入力した場合

I D B業務の処理内容を参照。

なお、重複する項目の優先順位については、特記事項を参照。

(F) 電子インボイス受付番号及びB/L (AWB) 番号を入力した場合

I D B業務の処理内容を参照。

なお、重複する項目の優先順位については、特記事項を参照。

(G) 申告等番号及び共通管理番号を入力した場合

申告等番号のみを入力した場合と同様の情報を呼出す。

なお、重複する項目の優先順位については、特記事項を参照。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
シングルウィンドウ輸入 申告事項登録情報等* ¹	(1) 「申告等種別コード」欄に「C」または「F」の入力がある場合は、シングルウィンドウ輸入申告事項登録情報として出力 (2) 「申告等種別コード」欄に「H」または「N」の入力がある場合は、シングルウィンドウ輸入（引取）申告事項登録情報として出力 (3) 「申告等種別コード」欄に「J」または「P」の入力がある場合は、シングルウィンドウ輸入（引取・特例）申告事項登録情報として出力 (4) 「申告等種別コード」欄に「S」、「M」、「A」または「G」の入力がある場合は、シングルウィンドウ蔵入等承認申請事項登録情報として出力	入力者

(* 1) 「申告等種別コード」欄に入力がない場合は、輸入申告DBに登録されている申告等種別が出力条件となる。

7. 特記事項

(1) 各番号の入力パターン

本業務において入力可能なパターンは以下の通り。

○：入力可能

項番	申告等番号	B/L (AWB) 番号	電子インボイス受付番号	共通管理番号
1	○			
2		○		
3			○	
4				○
5	○	○		
6		○	○	
7	○			○

(2) 本業務の出力パターン

入力パターンに応じて得られた登録済情報を共通画面、およびIDAタブに出力する。

(3) 「制御情報」の設定内容について

出力項目の「制御情報」には、以下の内容を出力する。

制御情報 (13桁)	設定内容	設定内容詳細
1桁目から7桁目 (7桁)	業務コード	業務コード (最大5桁) 後ろスペース埋め
8桁目から13桁目 (6桁)	電文長	業務個別項目* ² のデータ長 (6桁) 前ゼロ埋め

(* 2) 詳細は、「EDI仕様書」を参照。

(4) 共通画面に出力する項目について

共通画面に出力する項目については、入力及び登録内容により、以下の表の優先順位で出力する。

入力	登録内容		出力元優先順位			
	他法令手続の証明をシステムで行う旨の登録	関連省庁リンク	輸出入手続インターフェースシステム	貨物情報DB	輸入申告DB	インボイス・パッキングリストDB
・申告等番号	なし	—	—	—	1	—
	あり	—	1	—	2	—
・B/L (AWB) 番号	—	—	—	1	—	—
・電子インボイス受付番号	—	—	—	—	—	1
・申告等番号 ・B/L (AWB) 番号	なし	—	—	1	2	—
	あり	なし	2	1	3	—
		あり	1	2	3	—
・B/L (AWB) 番号 ・電子インボイス受付番号	—	—	—	1	—	2
・共通管理番号	なし	—	1	—	—	—
	あり	—	1	—	2	—
・申告等番号 ・共通管理番号	なし	—	1	—	2	—
	あり	—	1	—	2	—